

## 4 今後のスケジュール (予定)

項目	11月配分	12月配分	1月配分	2月配分	3月配分	4月配分	5月配分
市町村へ提出	9月上旬頃	10月上旬頃	11月上旬頃	12月上旬頃	1月上旬頃	2月上旬頃	3月上旬頃
利用権設定日	令和3年 11月30日	令和3年 12月31日	令和4年 1月31日	令和4年 2月28日	令和4年 3月31日	令和4年 4月30日	令和4年 5月31日

注1)書類提出期限は、市町村担当課に早めに確認してください。

注2)上記以外の配分月を希望される場合は、相談窓口にご相談ください。

## 県内の相談窓口 ~お近くの相談窓口をご利用ください~

- 【事務関係】公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395 (富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】富山県農林水産部農業経営課経営体支援係 TEL 076-444-3266

市町村名	担当課名 (電話番号)	関係機関 (電話番号)
富山市	農政企画課 (076-443-2081)	富山市担い手育成総合支援協議会 (076-443-2081)
高岡市	農業水産課 (0766-20-1308)	高岡地域担い手育成総合支援協議会 (0766-20-1308)
魚津市	農林水産課 (0765-23-1032)	魚津市農業再生協議会 (0765-23-1032)
氷見市	農林畜産課 (0766-74-8086)	氷見市担い手育成支援協議会 (0766-74-8086)
滑川市	農林課 (076-475-2111)	滑川市担い手育成総合支援協議会 (076-475-2111) 公益財団法人 滑川市農業公社 (076-476-0285)
黒部市	農業水産課 (0765-54-2603)	黒部市農業再生協議会 (0765-54-2603)
砺波市	農業振興課 (0763-33-1111) (内線 427)	砺波市農業再生協議会 (0763-33-1111 内線 427)
小矢部市	農林課 (0766-67-1760) (内線 421)	小矢部市担い手育成総合支援協議会 (0766-67-1760 内線 421)
南砺市	農政課 (0763-23-2016)	南砺市農業再生協議会 (0763-23-2016)
射水市	農林水産課 (0766-51-6677)	射水市農業再生協議会 (0766-51-6678)
舟橋村	生活環境課 (076-464-1121) (内線 45)	舟橋村地域担い手育成総合支援協議会 (076-464-1121 内線 45)
上市町	産業課 (076-472-1111) (内線 322)	上市町担い手育成総合支援協議会 (076-472-1111 内線 322)
立山町	農業委員会事務局 (076-462-9972)	立山町地域担い手育成総合支援協議会 (076-462-9972)
入善町	がんばる農政課 (0765-72-3821)	公益財団法人 入善町農業公社 (0765-74-9370)
朝日町	農林水産課 (0765-83-1100)	みな穂農業協同組合 あさひ支店経済課 (0765-83-3212)

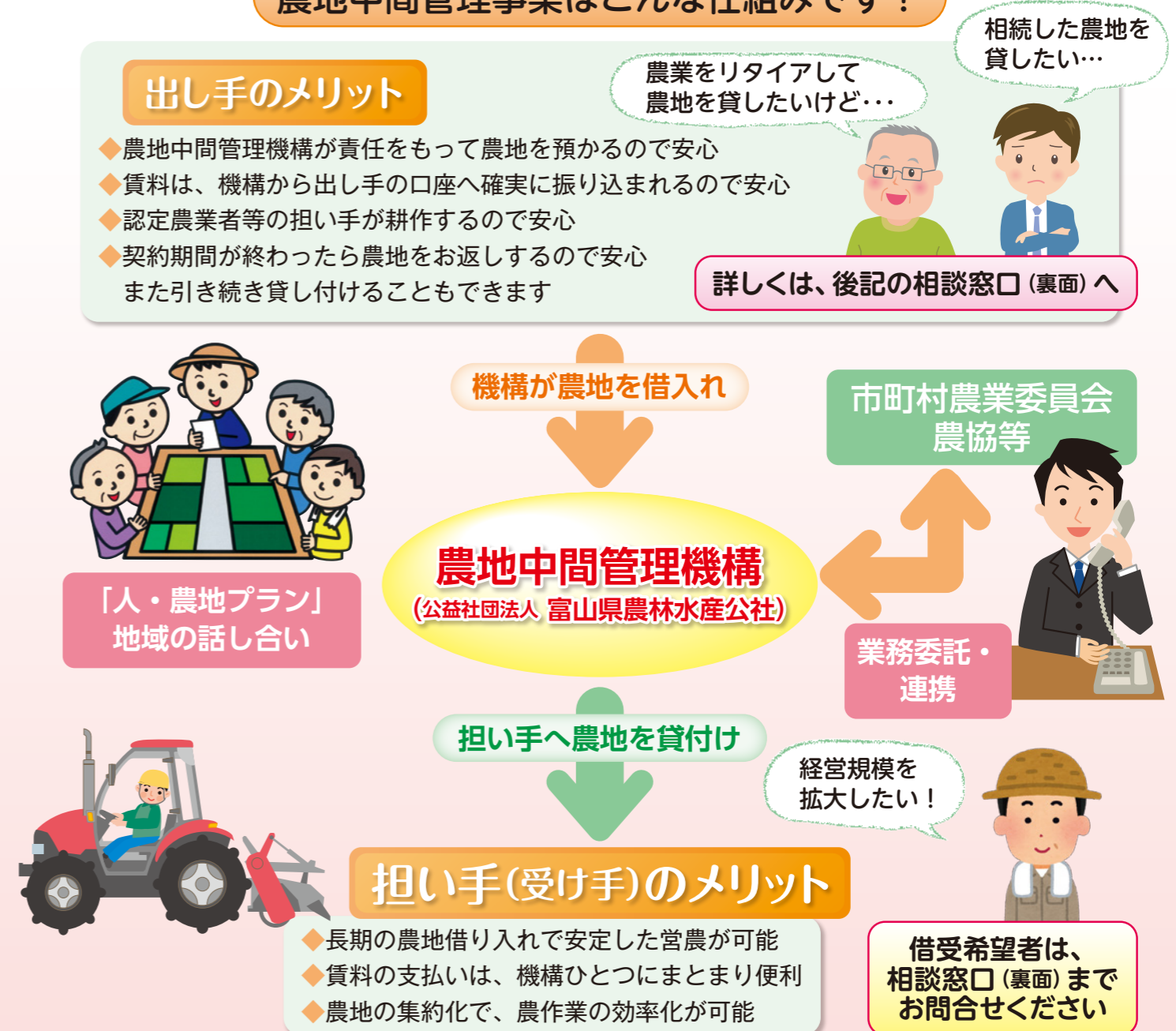
農地を貸したい方 農地を借りたい方

# 農地中間管理事業を 活用しませんか!

制度が見直しされ、より利用しやすくなりました。

- 1 農地中間管理事業を利用できる地域が市街化区域を除く地域までに拡大されました。
- 2 毎年必要であった受け手からの農地の利用状況報告を廃止するなど、事務手続きを簡素化しました。
- 3 市町村、農業委員会、JAと連携しながら、地域がこれからの農地活用について話し合いの場を設け「人・農地プラン」の作成などにより、農地の利用集積・集約化がしやすくなりました。

農地中間管理事業はこんな仕組みです!



# 令和3年度 地域・農地の出し手への支援

## 1 機構集積協力金の概要

対象は農業振興地域内の農地に限ります！

### (1) 地域集積協力金(担い手への集積・集約化を図る「地域」へ支援)

令和3年度事業から、①集積タイプと②集約化タイプの同一年度での重複交付が可能となります。

#### ①集積タイプ

**交付要件** 実質化した「人・農地プラン」の策定地域で、交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で、申請時の当該割合を5%以上に緩和(この場合、目標年度までに当該要件を達成する必要あり)。対象期間(令和3年3月から令和4年2月末)までに、出し手から機構に貸し付けられた農地であること(1a未満切捨)。

**交付対象面積・単価** 対象期間内の貸付面積(「再貸付面積」及び「貸付期間が6年未満の農地面積」を除く)

区分	機構の活用率※		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a 以内
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a 以内
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a 以内
区分4		50%超	2.8万円/10a 以内

※機構の活用率  

$$\left[ \frac{\text{当年度の機構への貸付面積}}{\text{地域の農地面積 (前年度までの貸付面積を除く)}} \right]$$

注1 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

注2 機構への貸付期間が6年未満は交付対象外であるが、機構の活用率には算入可。

注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の「20%超」を「10%超」とする。

#### ②集約化タイプ

**交付要件** 以下のいずれかの要件を翌々年度までに満たす必要があります。

①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地域及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が20%以上増加すること。

②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の場合、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。

**交付対象面積・単価** 対象期間内の貸付面積(原則、「貸付期間が6年未満の農地面積」を除く)

区分	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a 以内
区分2	70%超	1.0万円/10a 以内

※機構の活用率(累積)  

$$\left[ \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}} \right]$$

### (2) 経営転換協力金(出し手農家個人へ支援)

**交付要件** 全ての自作地(10a未満の自作地を除く)、または廃止する農業部門(例:土地利用型作物、露地野菜等)の作物を栽培する自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること。(注:自己都合で解約した場合は補助金返還の場合あり)

令和3年1月から令和3年12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象

#### 交付単価

交付対象者	交付単価	
	令和元～3年度	令和4～5年度
リタイアする農業者 経営転換する農業者 農地の相続人	1.5万円/10a 以内 (上限50万円/戸)	1.0万円/10a 以内 (上限25万円/戸)

※令和3年度は、令和3年12月末までに要件を満たし申請のあった場合に限る。

※令和4～5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付されます。

## 2 農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税軽減措置

(ただし、農業振興地域内の農地に限ります)

**対象者** ・所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者

**軽減措置** ・新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中は1/2に軽減(所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く)

・設定期間が10年以上15年未満⇒ 3年間

・設定期間が15年以上⇒ 5年間

**実施時期** ・令和3年1月2日～令和4年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、令和4年度に納付する固定資産税から適用

・軽減措置の適用期限は、令和4年3月31日の貸し付けまで

## 3 Q&A もっと、いろいろ教えて!

### Q1 どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか?

**A** 農地中間管理機構では、市街化区域を除く地域の農地が借り受けの対象となっています。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ①地域の農地の集積・集約化が進むこと
- ②再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと
- ⑤賃料が適切と判断されること

※機構集積協力金と固定資産税軽減措置は、農業振興地域内の農地に限ります。

### Q2 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか?

**A** 地域ごとに作成されている「人・農地プラン」を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることとしており、各市町村が作成した農地の配分案に基づき知事の認可を受け貸し付けます。

### Q3 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか?

**A** 機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。令和3年度の場合は、具体的には、

- ①担い手からの賃料の徴収は11月10日に、②出し手への賃料の支払は11月30日に行います。なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。

### Q4 機構に農地を貸し付けた場合、土地改良区の賦課金の負担者はどうなるのでしょうか?

**A** 土地改良区の賦課金は、農地の所有者もしくは耕作者のいずれかに負担していただくこととなります。機構と農地の賃貸契約にあたっては、賦課金の負担者(所有者か耕作者)を明確にさせていただくこととしています。わからない点は、お気軽にご相談ください。

### Q5 基盤整備事業計画途中・実施途中の場合も、機構に貸し付けることはできますか?

**A** 基盤整備計画段階・実施段階の場合でも、機構を活用することができます。あらかじめご相談ください。